

全国の盛土造成地の安全性把握状況の公表と今後の課題

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

国土交通省は9月2日、全国の盛土造成地の安全性把握状況を公表した。報道発表の報道内容と、東京都の状況と課題を探ってみた。

1. 公表の概要

全国の盛土造成地の安全性把握状況の公表 ～すべての市区町村でマップを公表し、計画作成は約半数に～

- 地震時の宅地被害の軽減には、「大規模盛土造成地マップの公表」、「盛土造成地の安全性の把握」、「危険な宅地がある場合の対策工事」を行うことが必要です。
 - 国土交通省においては、令和元年9月時点における
 - ・全国市区町村における大規模盛土造成地マップの公表状況と公表予定時期
 - ・盛土造成地の安全性を把握するための検討状況をとりまとめたので公表します。
 - 国土交通省としては、地方公共団体にこの結果を周知し、マップ公表等が確実に行われるようにするとともに、宅地耐震化推進事業の調査費を活用して、「盛土造成地の安全性把握に向けた検討」に取り組むよう促してまいります。（下線は国土交通省）
-
- 全国の大規模盛土造成地マップの公表状況と公表予定時期について
令和元年度末までには、全国 1,741 市区町村において、「大規模盛土造成地マップの公表」がすべて行われる予定であることが明らかになった。令和元年9月時点では、公表率が76.2%（1,326 市区町村）である。（平成31年3月から+3.4%）
※大規模盛土造成地あり 637 市区町村
大規模盛土造成地なし 689 市区町村
（別紙1）
 - 盛土造成地の安全性を把握するための検討状況について
 - (1)「盛土造成地の安全性の把握」の第一歩となる大規模盛土の造成年代調査は、令和2年度末までに1,052 市区町村（※）のすべてにおいて実施予定である。
※大規模盛土造成地がないと判明している市区町村を除いた市区町村数
 - (2)「どの盛土から安全性把握を行うかを決める計画」の作成は、令和2年度までに約半数（50.9%）の市区町村が着手を予定している。
（別紙2）

(3) 地盤調査等による「盛土造成地の安全性の把握」は、令和 2 年度までに 57 市区町村が着手を予定している。

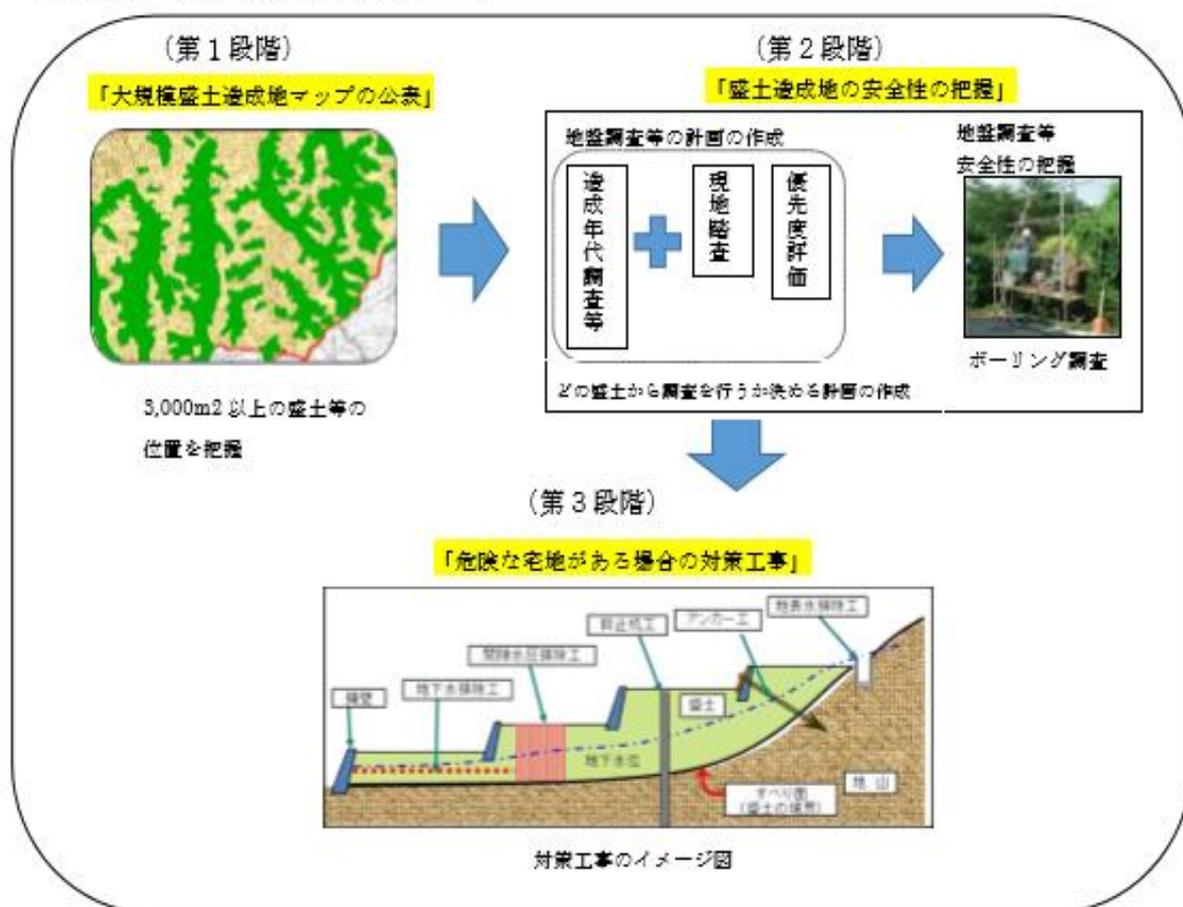
○ 当面の対応

(1) 地方公共団体に、「全国の大規模盛土造成地マップの公表状況等のとりまとめ」について、周知をします。

(2) 地方公共団体において、マップの公表や造成年代調査が確実に行われるように状況把握に努めます。

(3) 地方公共団体に、「どの盛土から安全性把握を行うかを決める計画」の作成、「盛土造成地の安全性の把握」の実施を促すとともに、フォローアップを行います。

【大規模盛土造成地の安全性確保のフロー】



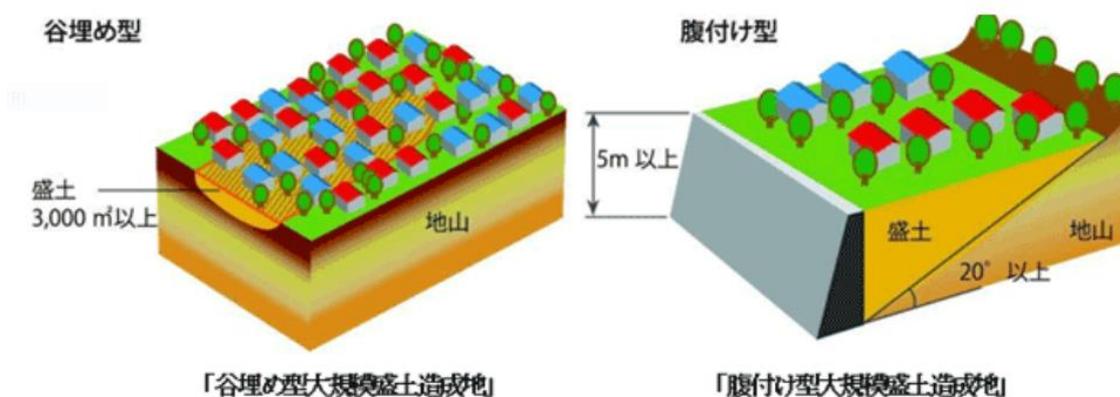
2. 東京都における大規模盛土造成地マップを作成状況

大規模盛土造成地とは (都市整備局のHPから)

宅地造成等規制法では相当数の居住者に危害を生ずるおそれ大きい一団の造成宅地を

「造成宅地防災区域」として指定し、安全措置を講じるよう規定されている。同法施行令では「造成宅地防災区域」の定義について、「一定規模以上の形状で、計算によって危険と確認できる造成宅地」と「既に危険な事象が生じている造成宅地」と定められている。この「一定規模以上の形状（の造成宅地）」を通称して「大規模（盛土造成地）」と呼ぶ。

同法施行令では「大規模盛土造成地」の定義について、「盛土をした土地の面積が3000平方メートル以上であること」又は「盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上であるもの」と定められている。前者を「谷埋め型大規模盛土造成地」後者を「腹付け型大規模盛土造成地」と呼ぶ。



大規模盛土造成地マップを見る

① 調査の結果、次の自治体には大規模盛土造成地がある

千代田区、中央区、台東区、墨田区、江東区、中野区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、府中市、昭島市、小平市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、西東京市、檜原村、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

② 調査の結果、次の自治体には大規模盛土造成地があると推定

港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、小金井、日野市、東村山市、狛江市、東大和市、東久留米市、多摩市、稲城市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町

大規模盛土造成地に関するQ&Aから

- これまでの調査で「既に危険な事象が生じている造成宅地」はない。
- 大規模盛土造成地の形状は、大規模盛土造成地には所有者等（所有者、管理者または占有者）がいるので、公表は考えていない。
- 盛土された宅地の場合、建物だけの耐震補強では費用に見合った効果が期待できないことがある。宅地も同時に耐震補強した方が安心できる場合が多いので、地盤に詳しい専門事業者にご相談されることをお勧めする。

- 盛土と地山を比較すると、盛土の方が軟らかい傾向がある。同じ揺れでも、盛土された宅地の方が大きく揺れる傾向があると考えられる。
- 知事は危険と確認できる大規模盛土造成地を「造成宅地防災区域」に指定する。現在のところ、指定すべき危険な大規模盛土造成地はない。したがって、特別な手続は必要ない。

<参考資料>

都市整備局HP

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/takuzou/takuzou02.html>

大規模盛土造成地マップ（東京都全体）

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/takuzou/pdf/takuzou03_all.pdf

大規模盛土造成地があると推定される自治体のマップ

（上記、都市整備局HPで自治体ごとのPDFファイルを検索できる）

3. 東京都における課題

都は、「既に危険な事象が生じている造成宅地」および「指定すべき危険な大規模盛土造成地」はないとしている。したがって、「どの盛り土から安全性把握を行うかを定める計画」の作成に着手する予定は国土交通省の調査ではない。

しかし、今年の台風15号、19号の猛威をみても、想定していないことが全国的に頻発している。盛り土の安全性についても、危険性を疑うことが必要ではないだろうか。「どの盛り土から安全性把握を行うかを定める計画」の作成に着手することを早急に検討すべきである。

<資料>

全国の盛土造成地の安全性把握状況の公表（別紙1、別紙2）